

第3回 上下水道事業経営審議会

令和4年6月17日

池田市上下水道部

目 次

◎前回までのおさらい	1
◎今回のポイント	5
1. 水道料金と下水道使用料の改定について	8
2. 水道料金の改定について	9
3. 下水道使用料の改定について	17
参考資料	
①北摂各市水道料金表	26
②北摂各市下水道使用料表	27
③水道料金・下水道使用料近隣市比較	28
④経営指標の推移	31
⑤職員数の推移	33
⑥管路・管渠の更新状況	34

◎前回までのおさらい

- ・池田市上下水道事業経営審議会の開催経緯

平成25年度 池田市上下水道事業経営審議会 答申

水道：水道料金の改定

(メーター料の引き下げ、水道料金の改定、H30に6.4%程度の料金改定)

下水：下水道使用料の2段階改定

(H25に26.4%程度、H30に15.7%程度)

→H26.1 水道料金・メーター料の改定▲1.45%、下水道使用料の改定20.5%

平成29年度 池田市上下水道事業経営審議会 答申

R5に水道料金5%・下水道使用料10%の改定を仮定することで、財源目標である計画期間最終年度のR9における損益黒字の確保、資金の確保を見込み、経営戦略を策定

※H25審議会答申におけるH30の料金・使用料改定については、大口使用者等からの収益が増加していたためR5に改定を仮定し、R4の審議会の経営戦略の見直しの中で改めて審議することとなった。

令和4年度 池田市上下水道事業経営審議会 諮問

水道料金・下水道使用料の改定を含めた経営戦略の見直しが必要

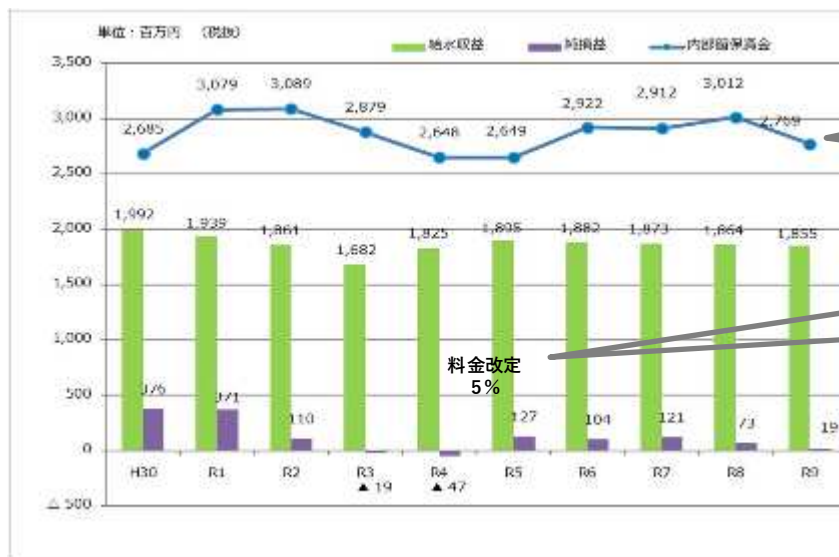
【H29経営戦略策定時に想定していなかった事項】

- ・ R1豊能町の大阪広域水道企業団統合に伴う送水量の減少による収益の減（水道）
- ・ R2大阪国際空港の地下水移行に伴う使用量減少による収益の減（水道）
- ・ R2以降、コロナ禍等による大口使用者の使用量減少による収益の減（水道・下水）

◎前回までのおさらい

・ 財政の現状と将来予測（水道）

現行の経営戦略



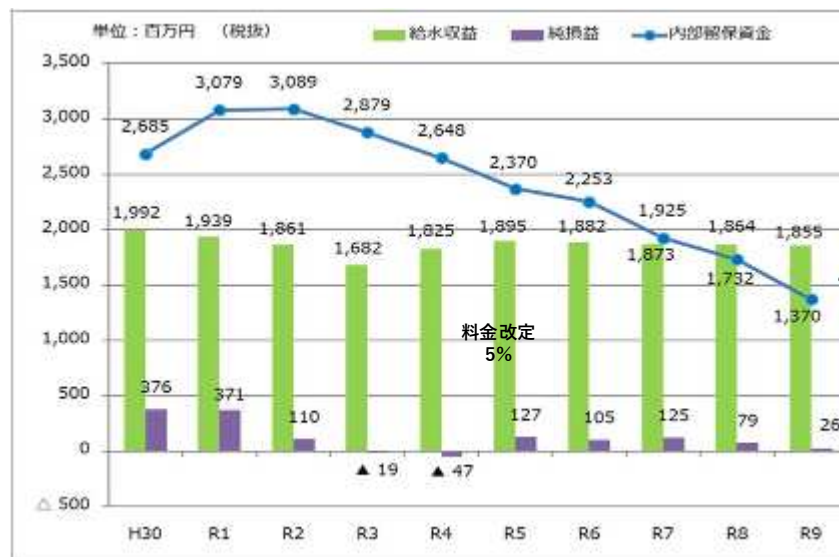
企業債充当率をR5より75%から100%へ引き上げ
⇒内部留保資金は蓄積されるが、企業債残高が増加傾向

現行の経営戦略においてR5に平均改定率5%の料金改定を仮定

- ・ 収益は減少傾向、老朽化に伴う費用は増加
- ・ 大口使用者の使用状況が経営に大きな影響を与える



改定案



企業債充当率を75%に据え置くことで借入を抑制
⇒一定の内部留保資金を確保し、企業債残高を抑制

- ・ **料金改定率は5%**（現行の経営戦略どおり）
- ・ **基本料金及び従量料金の見直し**
⇒水需要の増減に影響されにくく、安定的な経営をめざす

◎前回までのおさらい

・ 財政の現状と将来予測（下水）

現行の経営戦略



下水道事業は交付税措置があるため、企業債充当率は100%（事業費から国庫補助金除いた全額を借入）

・ 収益は減少傾向、老朽化に伴う費用は増加
 ・ 大口使用者の使用状況が経営に大きな影響を与える

現行の経営戦略においてR5に平均改定率10%の料金改定を仮定

10%の料金改定では、純利益の計上は困難
 ⇒ 改定率の見直しが必要

改定案



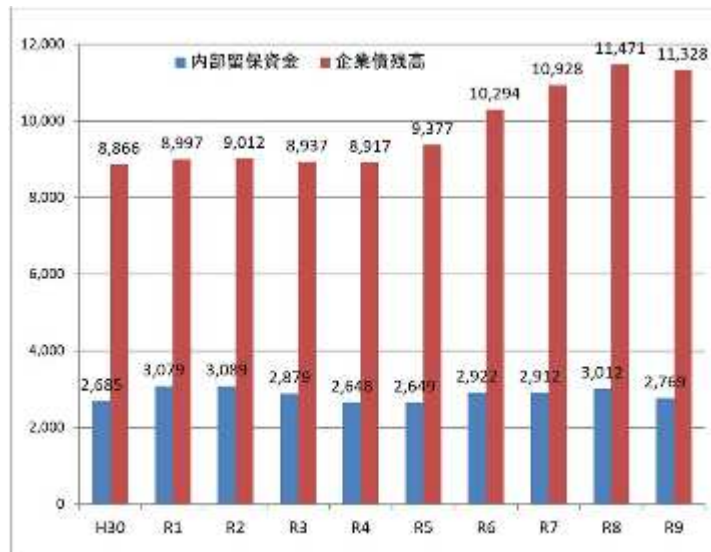
企業債充当率は100%
 （地方財政措置の動向を注視し、今後の検討課題）

・ **使用料改定率は10%から20%に見直し**
 ⇒ 純利益の計上が可能
 ・ **基本料金及び従量料金の見直し**
 ⇒ 水需要の増減に影響されにくく、安定的な経営をめざす

◎前回までのおさらい (企業債と内部留保資金の関係)

水道事業会計 R5～R9 起債充当率**100%** (現行経営戦略)

※施設整備事業の**全額**を借り入れる場合



水道事業会計 R5～R9 起債充当率**75%**とした場合

※施設整備事業の**75%**を借り入れる場合



内部留保資金は純利益や減価償却費などで構成。(純利益や減価償却費が貯まっていくことで増えていく。) 減価償却費は企業債の償還元金に充てられる(赤字になれば、本来、確保すべき減価償却費が不足するため、償還に充てる財源が不足することになる。)

75%を借り入れた場合残りの25%は自己資金(内部留保資金)を使うため、内部留保資金は充当率100%の場合と比べて13億9900万円の減少

左のグラフと比べて、損益が改善している理由は借入額を抑えたことにより利息が減少した影響

内部留保資金を使い借入額を抑えることにより、企業債残高は充当率100%の場合と比べ、14億1700万円減少。

純利益を確保するためにはR5に改定率5%の料金改定が必要。最低限必要な内部留保資金(約15億円)と企業債残高のバランスをとるためには充当率75%が最適。

内部留保資金が減少することにより、R10以降の想定される料金改定率は上昇する見込み。

◎今回のポイント

〈水道料金改定の方針〉

- ・ 基本料金収入の割合を高め、安定的な企業経営を行いやすくするため **基本料金を「用途別料金」から「口径別料金」へ変更する。**
 - ・ **メーター料は基本料金に含める。**
 - ・ 基本料金を値上げする一方で、従量料金の最高単価を引き下げ、**逡増度を緩和する。**
(少量使用者への配慮と逡増度の緩和のバランスをとる)
 - ・ **基本水量は現状と同様の8 m³で設定。**
- ⇒ **全体で5%の改定率とする。**

〈下水道使用料改定の方針〉

- ・ **基本水量は現状と同様の8 m³で設定。**
 - ・ 単価格差に配慮しながら、使用水量に応じた負担を求める。
(少量使用者への配慮と逡増度の緩和のバランスをとる)
- ⇒ **全体で20%の改定率とする。**

※用途別料金…使用用途（一般用、湯屋用、臨時用）により区分し、料金を賦課する料金制度。

※口径別料金…各需要者の給水管や水道メーターの口径の大きさにより区分し、料金を賦課する料金制度。

※逡増型…使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。水道事業者の多くが採用。

※基本水量…設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるもの。

水道料金と下水道使用料の改定について

1.水道料金と下水道使用料の改定について

改定の必要性

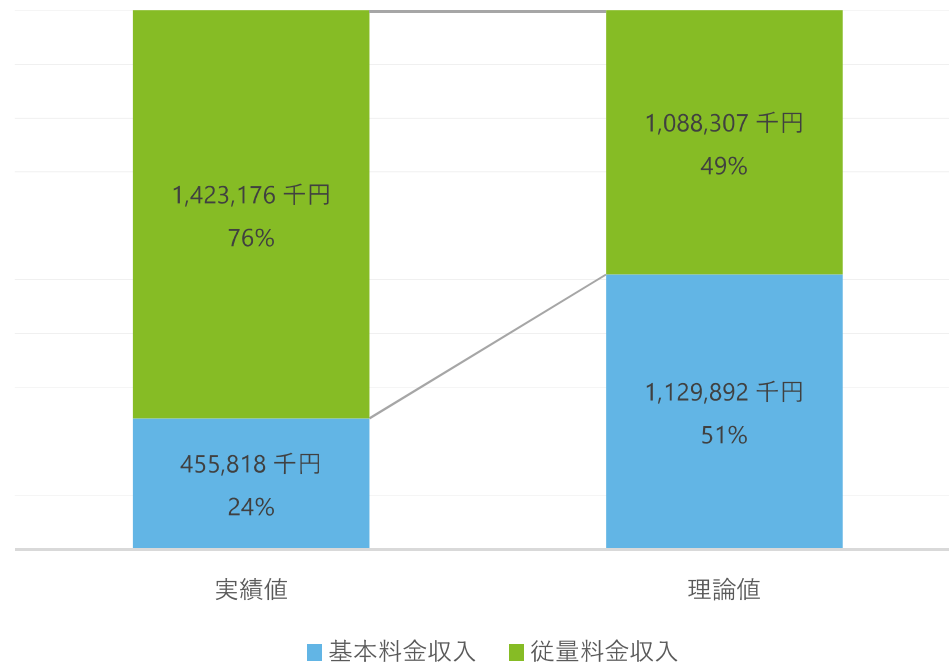
- ・経営戦略最終年度（令和9年度）の損益黒字の確保・内部留保資金の確保に必要となる令和5年度の改定率は、水道料金5%、下水道使用料20%となる
- ・単価の高い大口使用者の減少により収益全体では減少傾向にある
- ・料金回収率（下水道では経費回収率）を改善するには、水量の減少に影響されない方法での料金収入の確保が必要であり、料金体系の変更（用途別→口径別）による固定費の確保が必要である

	主な記載内容等
厚生労働省※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水需要の増減に収入が影響されない体系として、使用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要</u>
総務省※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本料金収入の比率を高めることは、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる。</u> ・ <u>ただし、少量使用者の負担が重くなるというデメリットがある。</u>

※1 「新水道ビジョン」

※2 「第4回公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」 資料6「料金の検討」について

（参考；池田市の水道料金の構成）



※ 実績値は令和元年度の実績

※ 理論値（総括原価）は平成30年度の実績をもとに算定

2.水道料金の改定について

改定案

- ・基本料金について、用途別料金から口径別料金への変更を行い、費用負担の公平性と料金体系の明確性を確保する
- ・超過料金については、基本料金の値上げの一方で最高単価の引き下げを行い、逡増度の緩和を行う
- ・メーター料については、今後は基本料金に含めることとし、基本水量は8 m³/月で据え置く

(単位：円/月)

料金体系	ランク	口径 (mm)	現行	改定	差額	改定率
基本料金	I (~8m ³)	13	710	800	90	12.7%
		20		800	90	12.7%
		25		1,000	290	40.8%
		30		3,000	2,290	322.5%
		40		4,000	3,290	463.4%
		50		8,000	7,290	1026.8%
		75		30,000	29,290	4125.4%
		100		100,000	99,290	13984.5%
		150		400,000	399,290	56238.0%
		250	650,000	649,290	91449.3%	

現行メーター料 (単位：円/月)

口径 (mm)	メーター料
13	50
20	50
25	70
30	200
40	300
50	2,000
75	2,300
100	3,000
150	12,000
250	12,000

(単位：円/月)

料金体系	ランク	水量	現行	改定	差額	改定率
超過料金 (1m ³ につき)	II	9m ³ ~10m ³	75	75	0	0.0%
	III	11m ³ ~20m ³	150	155	5	3.3%
	IV	21m ³ ~30m ³	205	215	10	4.9%
	V	31m ³ ~40m ³	270	260	▲ 10	-3.7%
	VI	41m ³ ~50m ³	315	300	▲ 15	-4.8%
	VII	51m ³ ~100m ³	352	330	▲ 22	-6.3%
	VIII	101m ³ ~500m ³	361	350	▲ 11	-3.0%
	IX	501m ³ ~1000m ³	366	360	▲ 6	-1.6%
	X	1001m ³ 以上	371	360	▲ 11	-3.0%

【基本料金の比較方法】

例) 口径50mmの場合

〈現行〉	710円 (基本料金)
	+2,000円 (メーター料)
	<u>2,710円</u>
〈改定〉	8,000円 (基本料金のみ)

↓
実質差額5,290円

2.水道料金の改定について

改定案

- ・改定後の料金体系により計算を行うと、各口径別・使用水量別の水道料金は、以下の通りとなる
- ・基本料金の値上げにより少量使用者の負担は増加する一方、最高単価の引き下げにより大口使用者の負担は減少する

上水道料金（現行・メーター料含む）

（単位：円）

水量（㎡）	0~8	10	20	30	40	50	100	500	1,000	2,000	5,000	10,000	15,000
口径13mm	760	910	2,410	4,460	7,160	10,310	27,910	172,310	355,310	726,310	1,839,310	3,694,310	5,549,310
口径20mm	760	910	2,410	4,460	7,160	10,310	27,910	172,310	355,310	726,310	1,839,310	3,694,310	5,549,310
口径25mm	780	930	2,430	4,480	7,180	10,330	27,930	172,330	355,330	726,330	1,839,330	3,694,330	5,549,330
口径30mm	910	1,060	2,560	4,610	7,310	10,460	28,060	172,460	355,460	726,460	1,839,460	3,694,460	5,549,460
口径40mm	1,010	1,160	2,660	4,710	7,410	10,560	28,160	172,560	355,560	726,560	1,839,560	3,694,560	5,549,560
口径50mm	2,710	2,860	4,360	6,410	9,110	12,260	29,860	174,260	357,260	728,260	1,841,260	3,696,260	5,551,260
口径75mm	3,010	3,160	4,660	6,710	9,410	12,560	30,160	174,560	357,560	728,560	1,841,560	3,696,560	5,551,560
口径100mm	3,710	3,860	5,360	7,410	10,110	13,260	30,860	175,260	358,260	729,260	1,842,260	3,697,260	5,552,260
口径150mm	12,710	12,860	14,360	16,410	19,110	22,260	39,860	184,260	367,260	738,260	1,851,260	3,706,260	5,561,260
口径250mm	12,710	12,860	14,360	16,410	19,110	22,260	39,860	184,260	367,260	738,260	1,851,260	3,706,260	5,561,260

上水道料金（改定後）

（単位：円）

水量（㎡）	0~8	10	20	30	40	50	100	500	1,000	2,000	5,000	10,000	15,000
口径13mm	800	950	2,500	4,650	7,250	10,250	26,750	166,750	346,750	706,750	1,786,750	3,586,750	5,386,750
口径20mm	800	950	2,500	4,650	7,250	10,250	26,750	166,750	346,750	706,750	1,786,750	3,586,750	5,386,750
口径25mm	1,000	1,150	2,700	4,850	7,450	10,450	26,950	166,950	346,950	706,950	1,786,950	3,586,950	5,386,950
口径30mm	3,000	3,150	4,700	6,850	9,450	12,450	28,950	168,950	348,950	708,950	1,788,950	3,588,950	5,388,950
口径40mm	4,000	4,150	5,700	7,850	10,450	13,450	29,950	169,950	349,950	709,950	1,789,950	3,589,950	5,389,950
口径50mm	8,000	8,150	9,700	11,850	14,450	17,450	33,950	173,950	353,950	713,950	1,793,950	3,593,950	5,393,950
口径75mm	30,000	30,150	31,700	33,850	36,450	39,450	55,950	195,950	375,950	735,950	1,815,950	3,615,950	5,415,950
口径100mm	100,000	100,150	101,700	103,850	106,450	109,450	125,950	265,950	445,950	805,950	1,885,950	3,685,950	5,485,950
口径150mm	400,000	400,150	401,700	403,850	406,450	409,450	425,950	565,950	745,950	1,105,950	2,185,950	3,985,950	5,785,950
口径250mm	650,000	650,150	651,700	653,850	656,450	659,450	675,950	815,950	995,950	1,355,950	2,435,950	4,235,950	6,035,950

2. 水道料金の改定について 〈モデルケースにおける改定の影響額〉

※1ヵ月当たりの金額。税抜き。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> ○ </div> 口径	20mm		50mm	100mm
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> ○ </div> 使用 水量	8m ³ /月 (基本水量)	30m ³ /月 (4人家族)	1,000m ³ /月 (店舗など)

【水道料金】 ※現行料金はメーター料含む

現行 料金	760円/月	4,460円/月	357,260円/月	3,697,260円/月
	↓	↓	↓	↓
改定後 (差額)	800円/月 (+40円/月)	4,650円/月 (+190円/月)	353,950円/月 (△3,310円/月)	3,685,950円/月 (△11,310円/月)

【下水道使用料】

現行 使用料	470円/月	2,080円/月	170,490円/月	2,024,490円/月
	↓	↓	↓	↓
改定後 (差額)	540円/月 (+70円/月)	2,536円/月 (+456円/月)	211,226円/月 (+40,736円/月)	2,344,226円/月 (+319,736円/月)

2.水道料金の改定について

改定案

- ・令和3年度の調定データをもとに、改定後の料金収入のシミュレーションを行った結果は、以下の通りである（現行の基本料金にはメーター料を含む）
- ・基本料金と超過料金の料金体系を見直すことにより、基本料金の収入全体に占める割合が増加する

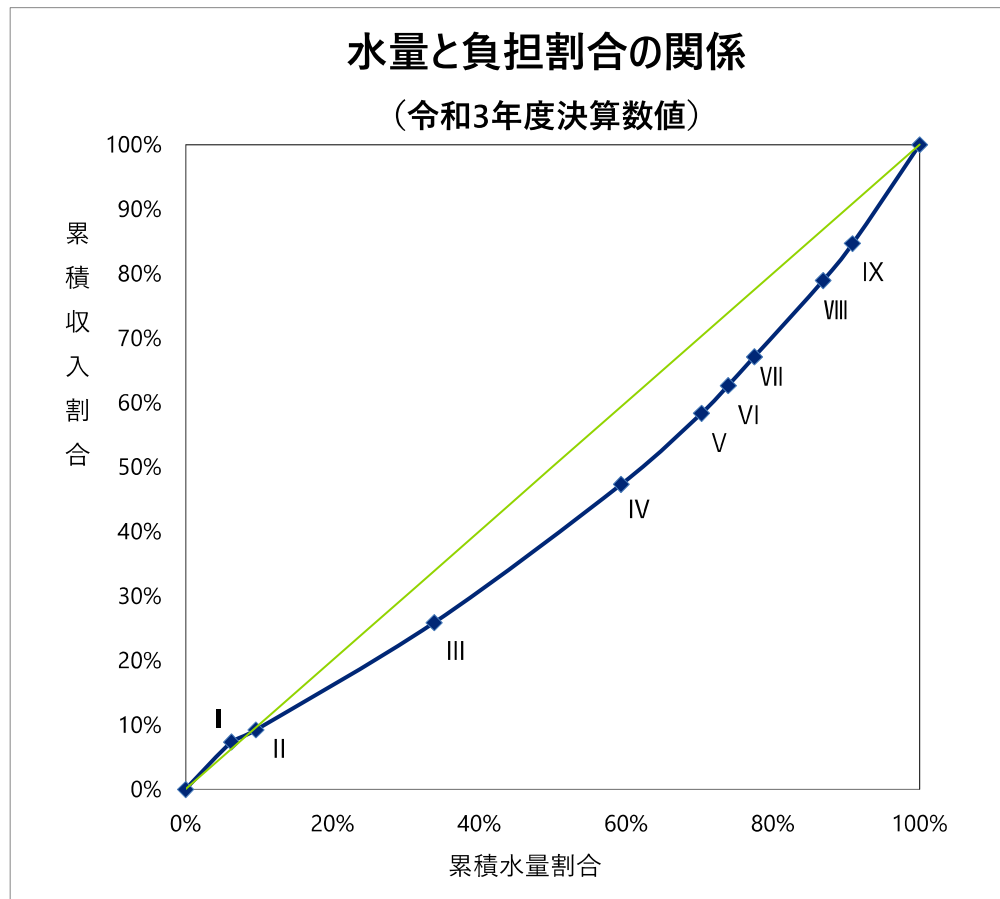
（単位：円）

口径	現行			改定			差額			改定率（%）		
	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計
13	67,572,950	80,470,219	148,043,169	71,230,000	82,189,455	153,419,455	3,657,050	1,719,236	5,376,286	5.4%	2.1%	3.6%
20	329,585,635	605,704,338	935,289,973	354,610,800	620,473,695	975,084,495	25,025,165	14,769,357	39,794,522	7.6%	2.4%	4.3%
25	45,966,690	121,172,385	167,139,075	54,224,800	120,647,565	174,872,365	8,258,110	-524,820	7,733,290	18.0%	-0.4%	4.6%
30	12,730,985	59,602,484	72,333,469	18,161,700	59,408,340	77,570,040	5,430,715	-194,144	5,236,571	42.7%	-0.3%	7.2%
40	14,710,055	70,231,512	84,941,567	21,108,400	68,967,610	90,076,010	6,398,345	-1,263,902	5,134,443	43.5%	-1.8%	6.0%
50	7,683,690	71,525,580	79,209,270	12,488,000	69,845,585	82,333,585	4,804,310	-1,679,995	3,124,315	62.5%	-2.3%	3.9%
75	5,254,660	130,393,599	135,648,259	17,349,600	127,209,380	144,558,980	12,094,940	-3,184,219	8,910,721	230.2%	-2.4%	6.6%
100	2,368,800	92,322,784	94,691,584	11,827,200	89,835,309	101,662,509	9,458,400	-2,487,475	6,970,925	399.3%	-2.7%	7.4%
150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
250	152,520	24,631,775	24,784,295	7,800,000	23,924,400	31,724,400	7,647,480	-707,375	6,940,105	5014.1%	-2.9%	28.0%
合計	486,025,985	1,256,054,676	1,742,080,661	568,800,500	1,262,501,339	1,831,301,839	82,774,515	6,446,663	89,221,178	17.0%	0.5%	5.1%
比率	27.9%	72.1%	100.0%	31.1%	68.9%	100.0%						

2.水道料金の改定について

各ランク別の有収水量と水道料金収入の関係（現行）

- ・料金改定の検討に当たって、本市の水道料金負担の状況をローレンツ曲線（※1）を用いて分析した
- ・現行の本市の水道料金においても、不平等さを測る指標であるジニ係数（※2）は高い水準とはいえず、一定程度の公平性は担保されているものと考えられる



池田市	
ジニ係数	0.141

料金体系	ランク	水量	金額（円）
基本料金	I	0m ³ ～8m ³ まで	710
超過料金 (1m ³ につき)	II	9m ³ ～10m ³ まで	75
	III	11m ³ ～20m ³ まで	150
	IV	21m ³ ～30m ³ まで	205
	V	31m ³ ～40m ³ まで	270
	VI	41m ³ ～50m ³ まで	315
	VII	51m ³ ～100m ³ まで	352
	VIII	101m ³ ～500m ³ まで	361
	IX	501m ³ ～1000m ³ まで	366
	X	1001m ³ 以上	371

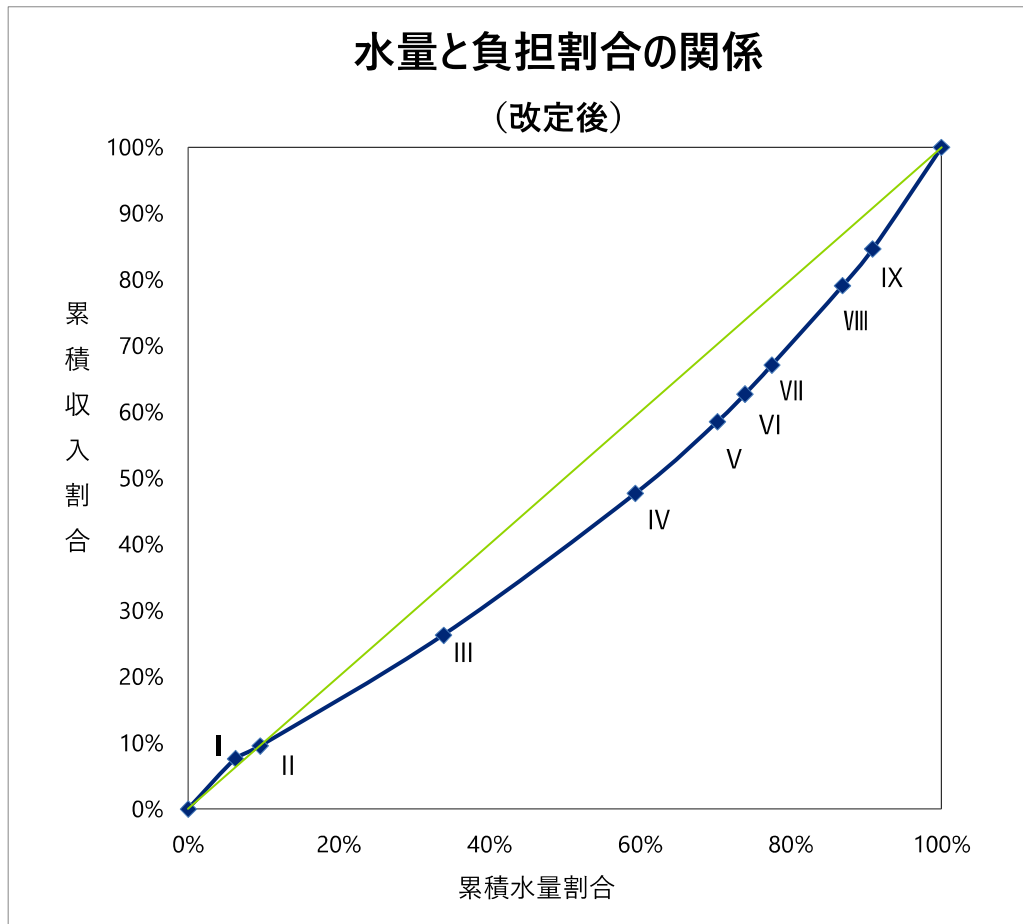
（※1）ローレンツ曲線とは、各ランクの不平等性を検討するためのグラフであり、均等分布線（緑線）と曲線（青線）の距離が長いほど不平等性が高くなることを表す

（※2）ジニ係数とは、ローレンツ曲線と均等分布線とによって囲まれる領域の面積と、均等分配線よりも下の領域の面積との比として定義されるもので、値が大きいほど不平等であることを表す

2.水道料金の改定について

各ランク別の有収水量と水道料金収入の関係（改定後）

・改定後の水道料金においても、不平等さを測る指標であるジニ係数は僅かではあるが改善し、改定後においても料金負担の公平性は引き続き担保されるものと考えられる



	池田市（現行）	池田市（改定案）
ジニ係数	0.141	0.136

2.水道料金の改定について

参考；シミュレーションの前提

- ① 分析対象年度；令和3年度
- ② 分析対象である令和3年度調定データから、湯屋用データや臨時用データを除いて分析を実施
- ③ 各戸検針を行っていない集合住宅等については、口径別料金制に移行するにあたって、各戸の口径を20mmとして戸数計算（マンション計算）を実施（※1）
- ④ 遠隔指示式水道メーター（私設メーター）については、現在メーター料を徴収していないことから、口径別料金制に移行するにあたって口径20mmとして計算（※2）

（※1）アパートやマンションなどの集合住宅は、水道メーターの口径が25mm以上のものが多く、使用水量が増えると段階的に1㎡当たりの料金が高くなる料金体系となっているため、各戸に20mm以下の水道メーターが設置されている使用者と比べ、割高となる場合がある。

そこで、各戸検針を行っていない集合住宅等は、戸数申請に基づき、市の設置した水道メーター（親メーター）の使用水量を申請戸数で均等に使用したものと計算し、各戸の料金計算については、口径20mmの水道メーターが設置されているものとして計算している。

（※2）遠隔指示式水道メーターは私設メーターのため、現在はメーター料を徴収していない。今回の改定にあたって、私設メーターの口径は13mmから75mmまで存在し、口径別料金をそのまま適用することは公平性を欠くことから、私設メーターについては、口径の別に関わらず、口径20mmとして計算している。

2. 水道料金の改定について

〈水道事業料金改定案における原価割れの状況〉

給水原価176.20円（令和2年度決算）… 1 m³の水道水を作る際にかかる費用

⇒改定案では原価割れしている区分が減少。

〈現行〉

			75	150	205	270	315	352	361	366	371	371	
メーター料	基本料金	0~8m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1000m ³	5000m ³	10000m ³	
50	13mm	760	95	91	121	149	179	206	279	345	355	368	369
50	20mm	760	95	91	121	149	179	206	279	345	355	368	369
70	25mm	780	98	93	122	149	180	207	279	345	355	368	369
200	30mm	910	114	106	128	154	183	209	281	345	355	368	369
300	40mm	1,010	126	116	133	157	185	211	282	345	356	368	369
2,000	50mm	2,710	339	286	218	214	228	245	299	349	357	368	370
2,300	75mm	3,010	376	316	233	224	235	251	302	349	358	368	370
3,000	100mm	3,710	464	386	268	247	253	265	309	351	358	368	370
12,000	150mm	12,710	1,589	1,286	718	547	478	445	399	369	367	370	371
12,000	250mm	12,710	1,589	1,286	718	547	478	445	399	369	367	370	371

〈改定案〉

			75	155	215	260	300	330	350	360	360	360	
	基本料金	0~8m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1000m ³	5000m ³	10000m ³	
	13mm	800	100	95	125	155	181	205	268	334	347	357	359
	20mm	800	100	95	125	155	181	205	268	334	347	357	359
	25mm	1,000	125	115	135	162	186	209	270	334	347	357	359
	30mm	3,000	375	315	235	228	236	249	290	338	349	358	359
	40mm	4,000	500	415	285	261	261	269	300	340	350	358	359
	50mm	8,000	1,000	815	485	395	361	349	340	348	354	359	359
	75mm	30,000	3,750	3,015	1,585	1,128	911	789	560	392	376	363	362
	100mm	100,000	12,500	10,015	5,085	3,462	2,661	2,189	1,260	532	446	377	369
	150mm	400,000	50,000	40,015	20,085	13,462	10,161	8,189	4,260	1,132	746	437	399
	250mm	650,000	81,250	65,015	32,585	21,795	16,411	13,189	6,760	1,632	996	487	424

3.下水道使用料の改定について

改定案

- ・基本料金（ランクⅠ）及びランクⅩの超過料金については、15%程度の改定率とすることで、単価格差を据え置く
- ・ランクⅡ以上の超過料金については、22%～25%程度の改定率とすることで、使用水量に応じた負担を求める
- ・基本水量は8m³/月で据え置く

（単位：円/月）

料金体系	ランク	水量	現行	改定	差額	改定率
基本料金	Ⅰ	0m ³ ～8m ³	470	540	70	14.9%
超過料金 (1m ³ につき)	Ⅱ	9m ³ ～10m ³	35	43	8	22.9%
	Ⅲ	11m ³ ～20m ³	69	86	17	24.6%
	Ⅳ	21m ³ ～30m ³	85	105	20	23.5%
	Ⅴ	31m ³ ～40m ³	103	127	24	23.3%
	Ⅵ	41m ³ ～50m ³	123	152	29	23.6%
	Ⅶ	51m ³ ～100m ³	139	172	33	23.7%
	Ⅷ	101m ³ ～500m ³	163	202	39	23.9%
	Ⅸ	501m ³ ～1000m ³	188	233	45	23.9%
	Ⅹ	1001m ³ 以上	206	237	31	15.0%

3.下水道使用料の改定について

改定案

・改定後の料金体系により計算を行うと、使用水量別の下水道使用料は、以下の通りとなる

下水道使用料（現行）

水量（m ³ ）	0~8	10	20	30	40	50	100	500	1,000	2,000	5,000	10,000	15,000
使用料（円）	470	540	1,230	2,080	3,110	4,340	11,290	76,490	170,490	376,490	994,490	2,024,490	3,054,490

下水道使用料（改定後）

水量（m ³ ）	0~8	10	20	30	40	50	100	500	1,000	2,000	5,000	10,000	15,000
使用料（円）	540	626	1,486	2,536	3,806	5,326	13,926	94,726	211,226	448,226	1,159,226	2,344,226	3,529,226
改定率（％）	14.9%	15.9%	20.8%	21.9%	22.4%	22.7%	23.3%	23.8%	23.9%	19.1%	16.6%	15.8%	15.5%

3. 下水道使用料の改定について 〈モデルケースにおける改定の影響額〉 (再掲)

※1ヵ月当たりの金額。税抜き。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> ○ </div> 口径	20mm		50mm	100mm
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> ○ </div> 使用 水量	8m ³ /月 (基本水量)	30m ³ /月 (4人家族)	1,000m ³ /月 (店舗など)

【水道料金】 ※現行料金はメーター料含む

現行 料金	760円/月	4,460円/月	357,260円/月	3,697,260円/月
	↓	↓	↓	↓
改定後 (差額)	800円/月 (+40円/月)	4,650円/月 (+190円/月)	353,950円/月 (△3,310円/月)	3,685,950円/月 (△11,310円/月)

【下水道使用料】

現行 使用料	470円/月	2,080円/月	170,490円/月	2,024,490円/月
	↓	↓	↓	↓
改定後 (差額)	540円/月 (+70円/月)	2,536円/月 (+456円/月)	211,226円/月 (+40,736円/月)	2,344,226円/月 (+319,736円/月)

3.下水道使用料の改定について

改定案

・令和3年度の調定データをもとに、改定後の下水道使用料のシミュレーションを行った結果は、以下の通りである

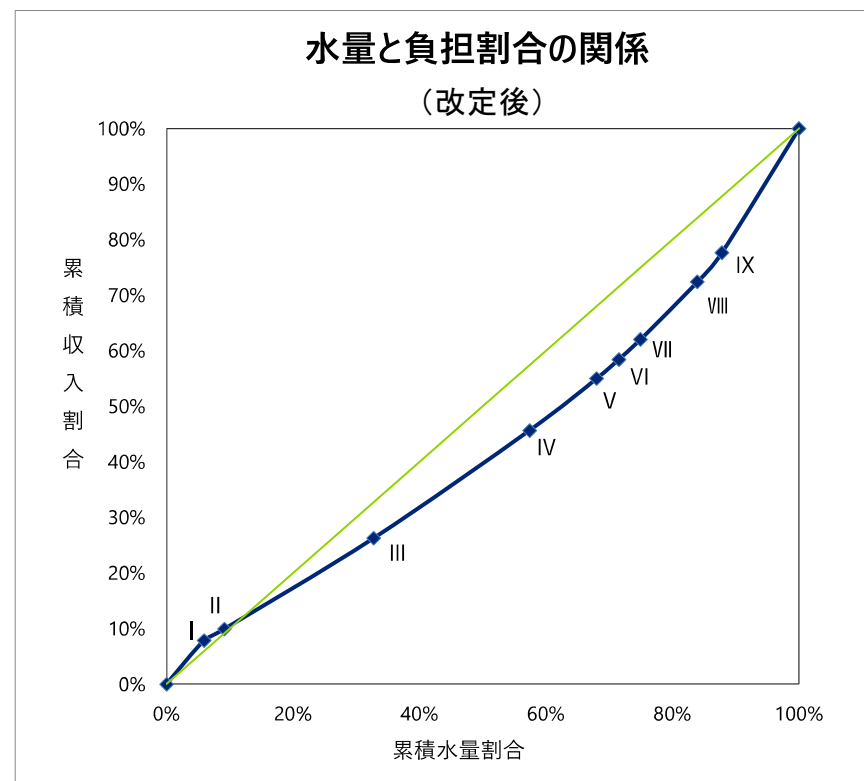
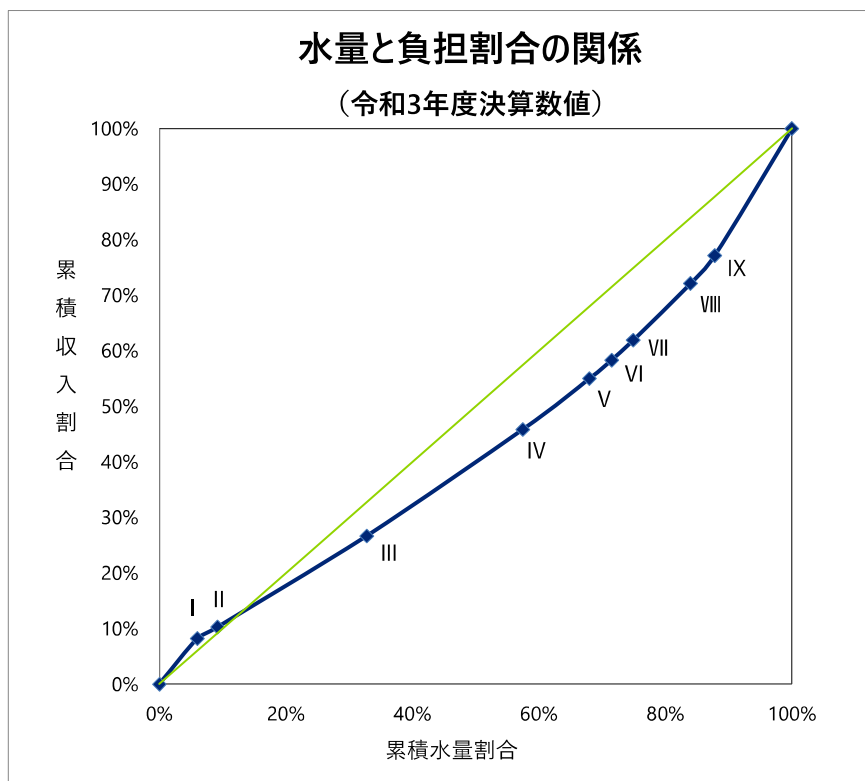
(単位：円)

口径	水量 (m)	現行			改定			差額			改定率		
		基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計
13	1,090,781	41,565,155	40,074,120	81,639,275	47,755,710	49,790,525	97,546,235	6,190,555	9,716,405	15,906,960	14.9%	24.2%	19.5%
20	6,921,315	209,933,020	273,470,979	483,403,999	241,199,640	339,185,016	580,384,656	31,266,620	65,714,037	96,980,657	14.9%	24.0%	20.1%
25	1,082,042	27,738,460	70,837,129	98,575,589	31,869,720	86,407,715	118,277,435	4,131,260	15,570,586	19,701,846	14.9%	22.0%	20.0%
30	335,534	7,369,835	24,392,942	31,762,777	8,467,470	30,233,428	38,700,898	1,097,635	5,840,486	6,938,121	14.9%	23.9%	21.8%
40	474,657	8,306,545	43,686,783	51,993,328	9,543,690	53,008,700	62,552,390	1,237,145	9,321,917	10,559,062	14.9%	21.3%	20.3%
50	319,755	3,403,270	36,679,992	40,083,262	3,910,140	44,752,226	48,662,366	506,870	8,072,234	8,579,104	14.9%	22.0%	21.4%
75	415,179	2,162,000	64,710,219	66,872,219	2,484,000	77,507,289	79,991,289	322,000	12,797,070	13,119,070	14.9%	19.8%	19.6%
100	481,974	1,260,070	89,611,321	90,871,391	1,447,740	104,371,462	105,819,202	187,670	14,760,141	14,947,811	14.9%	16.5%	16.4%
150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	11,121,237	301,738,355	643,463,485	945,201,840	346,678,110	785,256,360	1,131,934,470	44,939,755	141,792,876	186,732,631	14.9%	22.0%	19.8%

3.下水道使用料の改定について

各ランク別の有収水量と下水道使用料の関係

- ・使用料改定の検討に当たって、本市の下水道使用料負担の状況をローレンツ曲線を用いて分析した
- ・現行の本市の下水道使用料においても、不平等さを測る指標であるジニ係数は高い水準とはいえず、一定程度の公平性は担保されているものと考えられる



	池田市（現行）	池田市（改定案）
ジニ係数	0.141	0.150

3.下水道使用料の改定について

参考；シミュレーションの前提

① 分析対象年度；令和3年度

② 分析対象である令和3年度調定データから、湯屋用データを除いて分析を実施

3. 下水道使用料の改定について 〈下水道使用料改定案における原価割れの状況〉

汚水処理原価83.68円（令和2年度決算）… 1 m³の汚水を処理する際にかかる費用
 ⇒改定案では原価割れしている区分が減少。

〈現行〉

		35	69	85	103	123	139	163	188	206	206
基本料金	0～8m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1000m ³	5000m ³	10000m ³
470	59	54	62	69	78	87	113	153	170	198	202

〈改定案〉

		43	86	105	127	152	172	202	233	237	237
基本料金	0～8m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1000m ³	5000m ³	10000m ³
540	68	63	74	85	95	107	139	189	211	232	234

参考資料

参考資料 1 北摂各市水道料金表

北摂各市水道料金表

(1ヶ月当たり) 税抜

項目	市名	池田市 (改定案)	池田市 (現行)	豊中市	吹田市	高槻市	茨木市	箕面市	摂津市	
	適用年月日	—	H26. 1. 1	H22. 11. 1	R2. 4. 1	H30. 7. 1	H22. 10. 1	H30. 7. 1	H22. 10. 1	
基本料金	13	800	(50)	760	900	690	500	(25)	6㎡まで	
	20	800	(50)	760	990	690	850	(50)	680	
	25	1,000	(70)	760	1,250	690	1,350	(50)	1,380	
	30	3,000	(200)	920	1,500	3,640	1,350	(100)	6,400	
	40	4,000	(300)	1,160	2,700	6,630	26,000	(125)	6,400	
	50	8,000	8㎡まで 710 (2,000)	1,700	4,900	13,260	42,000	8㎡まで 686 (850)	(850)	11,300
	75	30,000	(2,300)	3,860	11,000	30,550	120,000	(1,000)	30,600	
	100	100,000	(3,000)	6,020	31,000	59,800	250,000	(1,150)	59,200	
	150	400,000	(12,000)	17,910	126,000	162,110	620,000	(2,050)	158,000	
	200	—	—	40,180	280,000	313,300	3,000,000	—	316,000	
250以上	650,000	(12,000)	71,070	512,000	—	—	—	—		
	公衆浴場用	—	—	一般用に準じる	990	8,631	一般用に準じる	5,600	15,000	
	臨時用	—	—	—	一般用に準じる	—	一般用に準じる	1,200	8,000	
	備考	() 内は、メーター料								
従量料金	一般用水量㎡				小口径(～25) 中口径(～50) 大口径(～250)	小口径(～25) 大口径(～200)			(8㎡まで) 59	
	1～8			20	(6㎡まで) 0 60 60	(6㎡まで) 10 135	55		139	
	9～10	75	75	20	40 60 60	25 135	55	126		
	11～20	155	150	131	140 200 200	135 135	80	168	145	
	21～30	215	205	211	200 200 200	195 195	130	192	175	
	31～40	260	270	268	250 250 290	215 215	170	230	255	
	41～50	300	315	268	250 250 290	215 215	200	230	255	
	51～100	330	352	338	290 290 290	270 270	220	255	330	
	101～300	350	361	377	290 290 290	270 270	240	285	370	
	301～500	350	361	377	330 330 330	320 320	240	320	370	
501～1000	360	366	421	330 330 330	320 320	250	355	385		
1001～	360	371	421	330 330 330	340 340	250	355	415		
	公衆浴場用					基本料金			基本料金	
1～300			60						(1000㎡まで) 75	
301～2000	60	60	89		75		一般用に準じる	(101㎡から) 80	(1001㎡から) 150	
2001～			113			52		(2001㎡から) 220		
	臨時用1㎡につき	700	700	565	450	135～670	500	(3㎡から) 600	800	
	通増度算式	360/950*10	371/860*10	421/960*10	(小口径) 330/1150*10	(小口径) 340/850*10	250/1400*10	355/938*10	415/1076*10	
	通増度	3.79	4.31	4.39	2.87	4.00	1.79	3.78	3.86	

(令和4年3月1日)

参考資料 2 北摂各市下水道使用料表

北摂各市下水道使用料表

(1ヶ月当たり) 税抜

	池田市 (改定案)	池田市 (現行)	豊中市	吹田市	高槻市	茨木市	箕面市	摂津市
適用年月日	—	H26. 1. 1	H22. 11. 1	H16. 3. 1	H13. 12. 1	H29. 4. 1	H28. 4. 1	H19. 10. 1
基本水量	8	8		10	10		8	6
料金	540	470	422	683	767	500	578	570
一般用水量m3								
1～8			10			37		(7～) 95
9～10	43	35	10			37	78	(7～) 95
11～20	86	69	77	78	102	98	96	114
21～30	105	85	97	96	169	126	112	144
31～40	127	103	97	115	169	144	128	166
41～50	152	123	97	115	169	150	128	166
51～100	172	139	116	145	198	189	146	185
101～300	202	163	143	145	198	206	167	205
301～500	202	163	143	174	239	206	192	205
501～1000	233	188	183	174	239	225	220	215
1001～	237	206	225	224	274	225	220	260
公衆浴場用								
基本料金						一般用に準じる		
従量料金	11	11	19	25	30	23	20	下記の通り
			(水質使用料)					(1～1000)26
			BOD負荷25					(1001～2000)78
			SS負荷36					(2001～)130
臨時用1m3につき			225					
増増度算式	237/626*10	206/540*10	225/522*10	224/683*10	274/767*10	225/870*10	220/734*10	260/950*10
増増度	3.79	3.81	4.31	3.28	3.57	2.59	3.00	2.74
10m3税抜	626	540	522	683	767	870	734	950

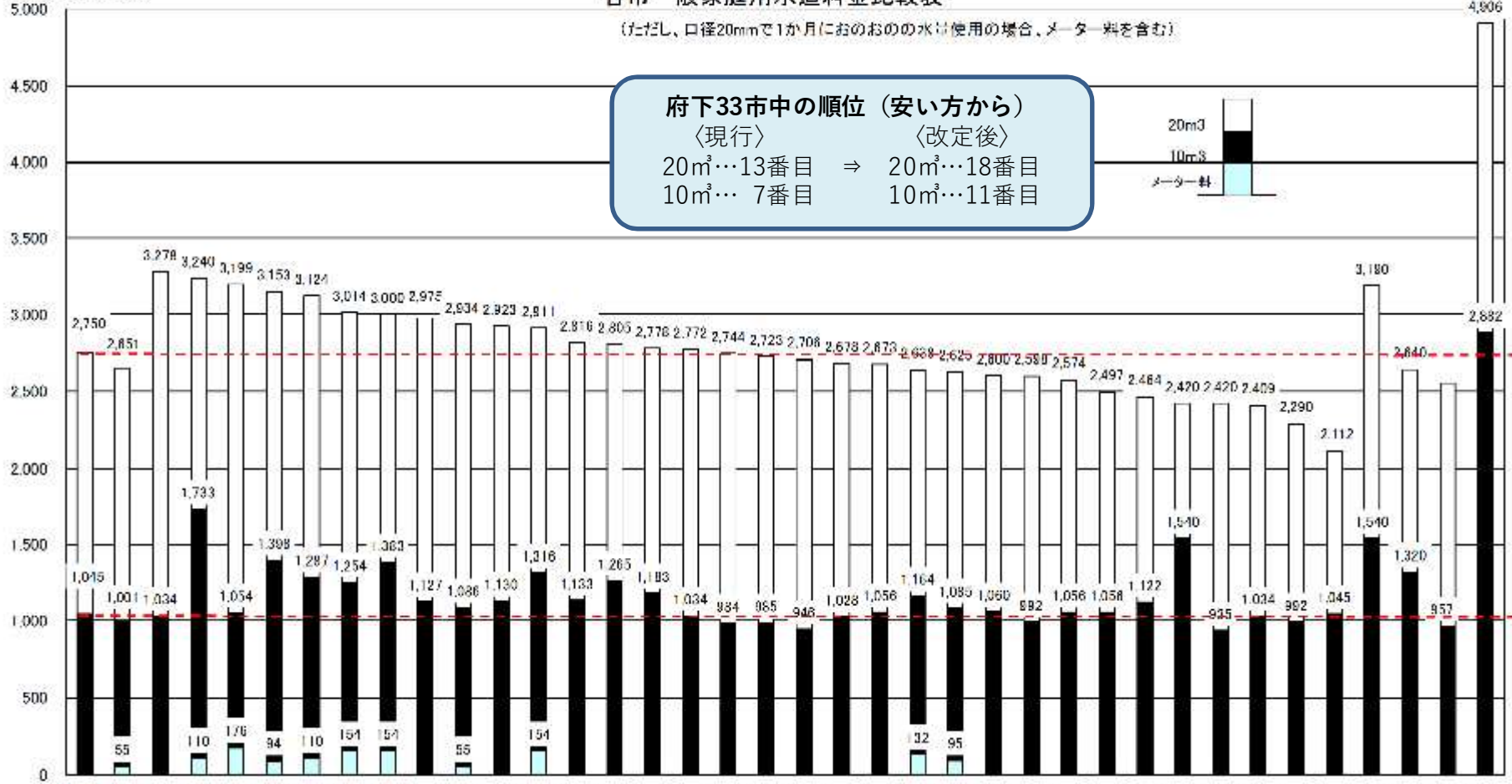
(令和4年3月1日)

参考資料 3 水道料金近隣市比較

(単位:円) 税込み

各市一般家庭用水道料金比較表

(ただし、口径20mmで1か月にのおおのの水の使用の場合、メーター料を含む)



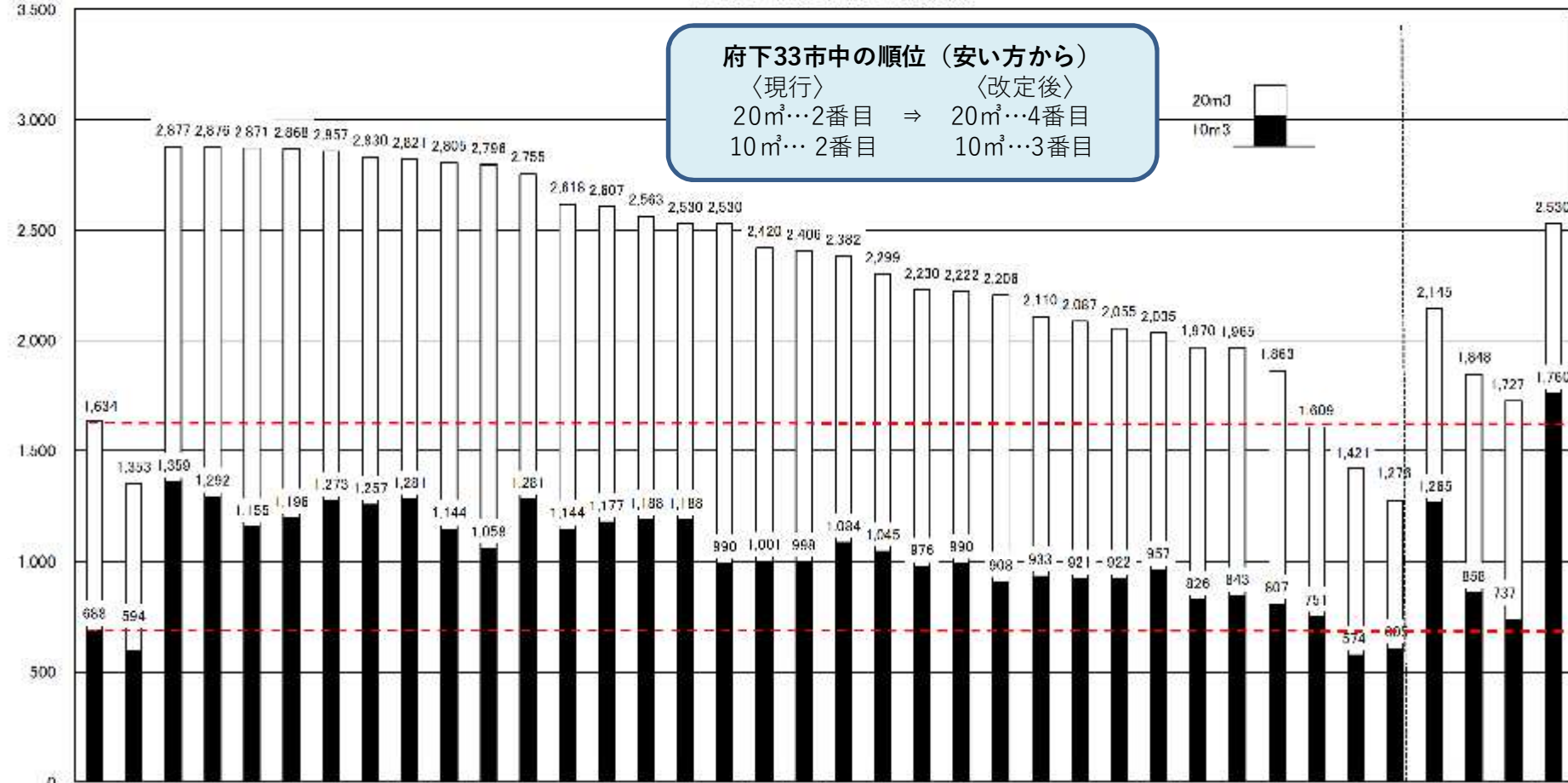
市名	(改定後)	池田市	池田市	藤井寺市	泉南市	泉大津市	阪南市	松原市	泉佐野市	交野市	河内長野市	美南市	四條畷市	高石市	喜田村市	吹田市	摂津市	八尾市	羽曳野市	門真市	大阪狭山市	柏原市	岸和田市	守口市	大東市	寝屋川市	東大阪市	和泉市	豊中市	堺市	茨木市	高槻市	貝塚市	枚方市	大阪府	川西市	宝塚市	伊丹市	豊能町
適用年月	—	28.1	2.10	30.10	24.4	28.4	23.10	21.4	15.4	28.6	30.7	22.19	22.4	3.10	2.40	22.19	22.1	15.4	3.1	22.7	15.6	22.8	22.09	22.10	23.1	23.3	28.4	22.11	1.12	22.19	30.7	14.4	3.4	23.10	19.4	21.12	18.1	30.4	
超過最高単価	360	371	316	305	313	383	361	320	341	297	355	368	310	276	330	415	305	310	384	305	262	271	328	330	369	247	248	421	332	250	340	300	335	358	370	280	210	534	
単価格差	3.79	4.08	3.36	1.93	3.26	3.02	3.09	2.81	2.71	2.91	3.59	3.75	2.58	2.68	2.87	3.84	3.24	3.48	4.27	3.56	3.03	2.82	3.09	3.33	3.84	2.74	2.58	4.38	3.25	1.79	4.00	3.19	3.72	3.77	2.64	2.17	2.41	2.04	

(令和4年3月1日現在)

参考資料3 下水道使用料近隣市比較

(単位:円)
3,500

各市下水道使用料比較表



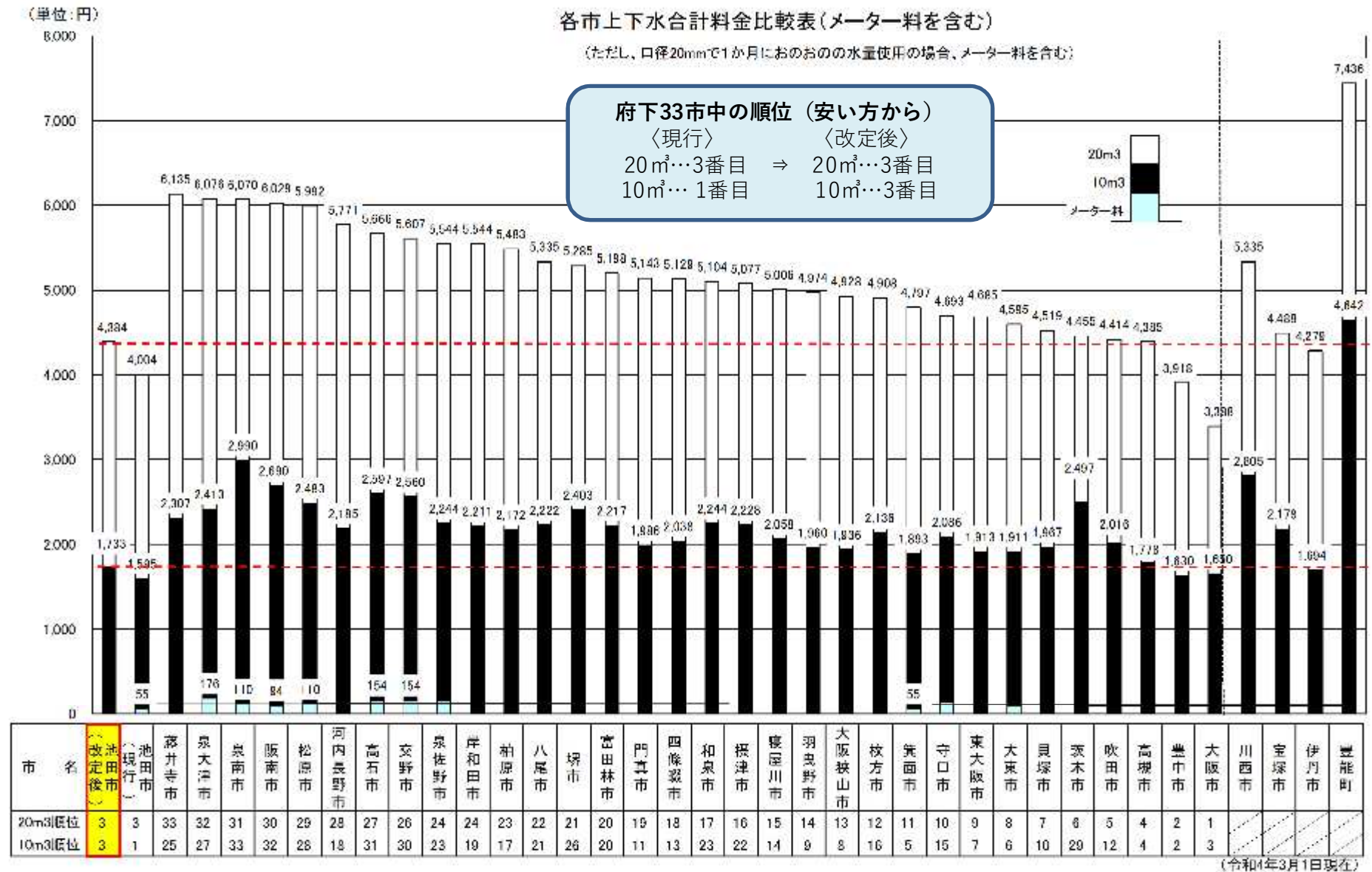
府下33市中の順位 (安い方から)
 〈現行〉 20m³・2番目 ⇒ 20m³・4番目
 10m³・2番目 10m³・3番目

20m³
10m³

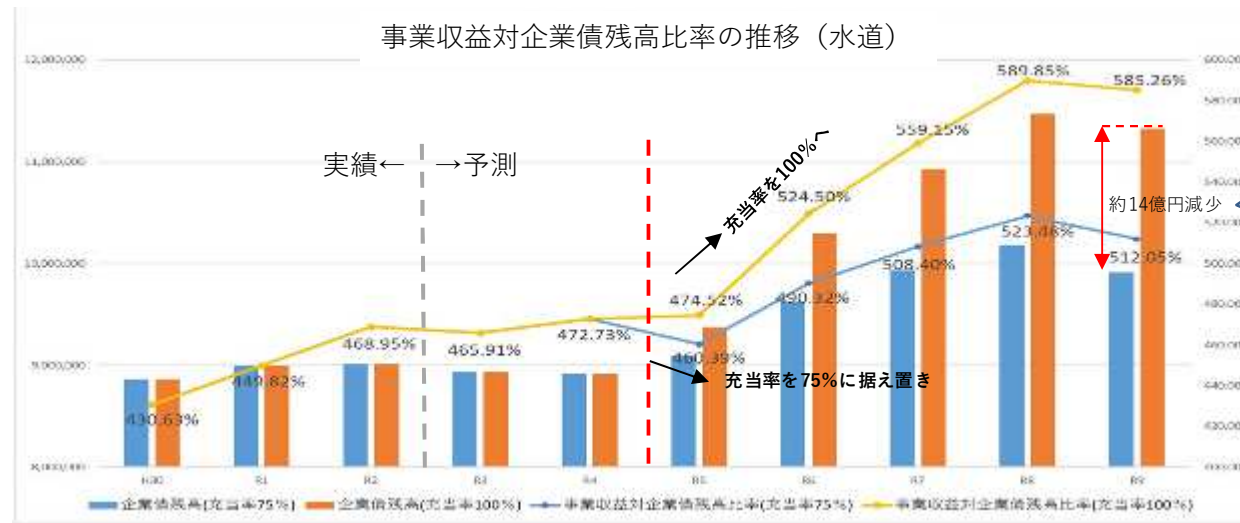
市名	(改定後)	(池田市) (現行)	池田市	京大津市	阪南市	岸和田市	松原市	藤井寺市	泉南市	堺市	柏原市	河内長野市	高石市	枚方市	交野市	八尾市	和泉市	泉佐野市	門真市	寝屋川市	富田林市	摂津市	羽曳野市	大阪狭山市	四條畷市	貝塚市	東大阪市	守口市	茨木市	大東市	高槻市	箕面市	吹田市	豊中市	大阪市	川西市	土塚市	伊丹市	豊能町
適用年月	—	26.1	24.4	1.10	24.4	23.0	2.10	27.10	25.10	25.10	31.4	1.12	3.4	21.4	28.8	30.4	21.4	3.1	21.4	25.10	15.10	24.10	25.4	17.4	30.4	18.3	13.9	29.4	29.4	13.2	28.4	16.3	22.11	13.6	16.4	28.6	24.1	27.4	
超過最高単価	237	206	333	300	332	360	343	395	395	296	283	379	337	360	290	292	289	333	296	250	260	273	265	366	276	312	228	225	380	274	220	224	225	234	175	155	168	250	
単価格差	3.79	3.81	2.69	2.55	3.16	3.31	2.96	3.46	3.39	2.85	2.94	3.25	3.24	3.36	2.69	2.70	3.21	3.66	3.26	2.54	2.74	3.07	2.94	4.43	3.25	3.72	2.72	2.59	4.79	3.57	3.00	3.28	4.31	4.25	1.52	1.99	2.51	1.56	

(令和4年3月1日現在)

参考資料3 水道料金・下水道使用料近隣市比較



参考資料 4 経営指標の推移①



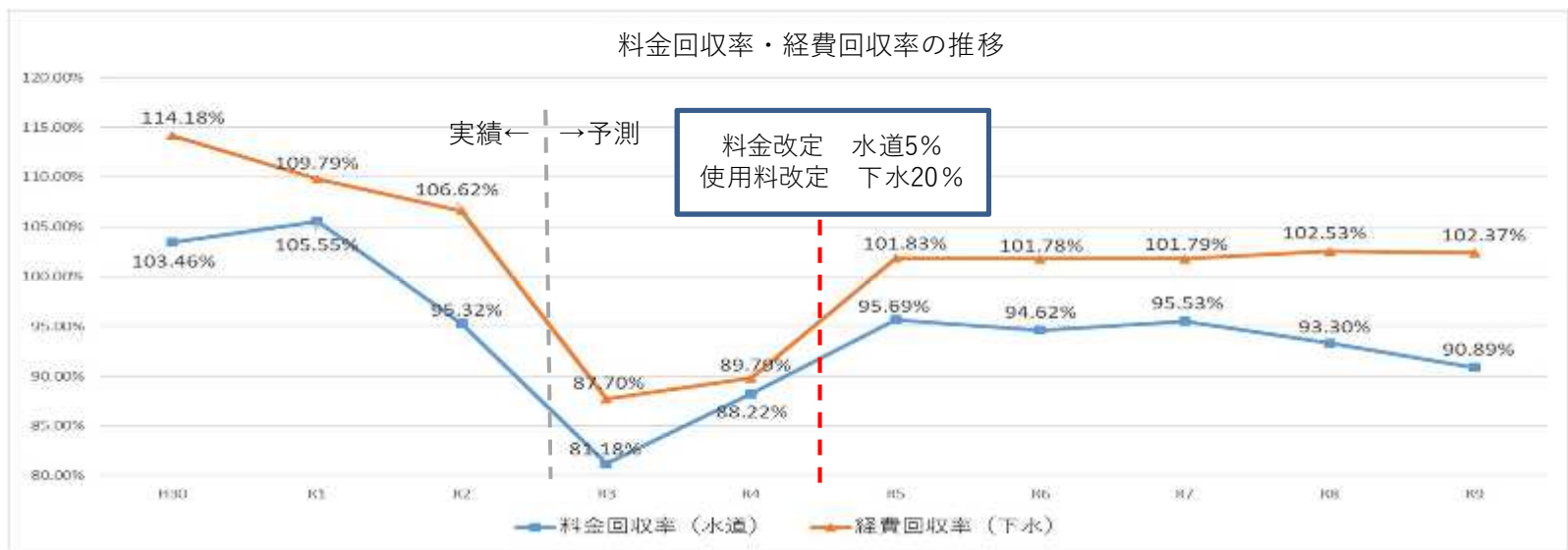
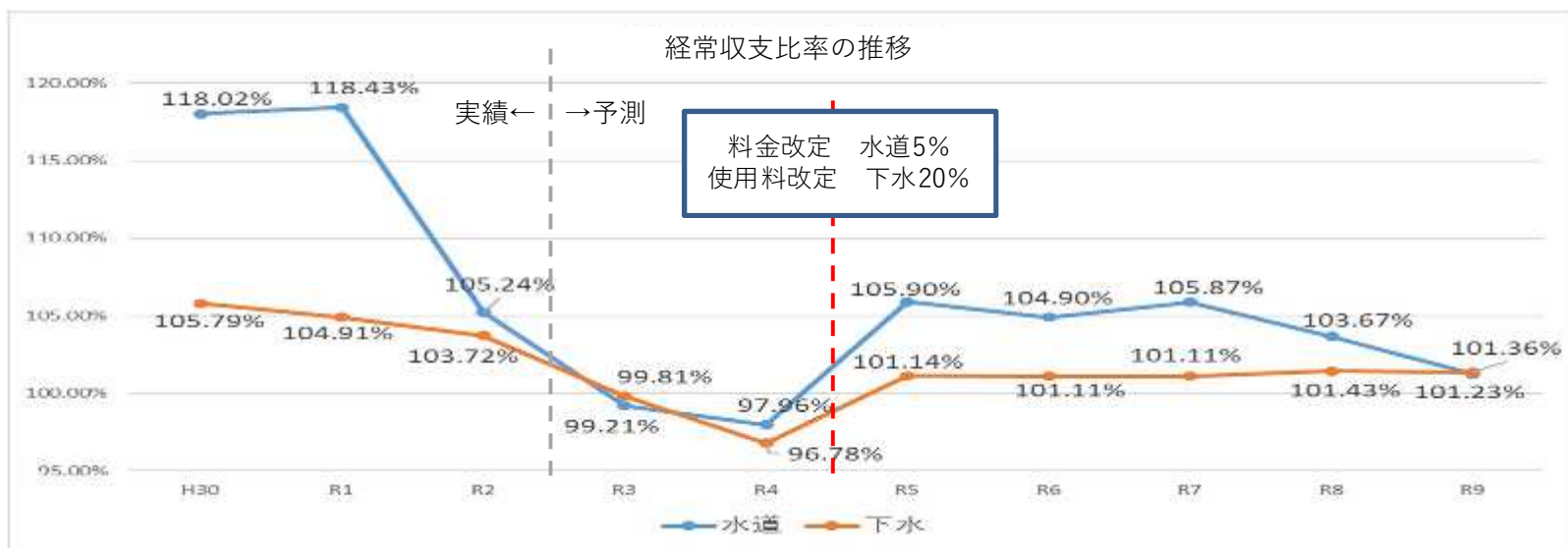
〈水道〉
企業債充当率を75%に据え置くことで、企業債残高の増加を抑制



〈下水〉
地方交付税措置を勘案し、企業債充当率は100%を維持

※事業収益対企業債残高比率・・・事業収益に対する企業債残高の割合を示す指標であり、企業債が収入規模に見合ったものであるかを図る指標。

参考資料4 経営指標の推移②

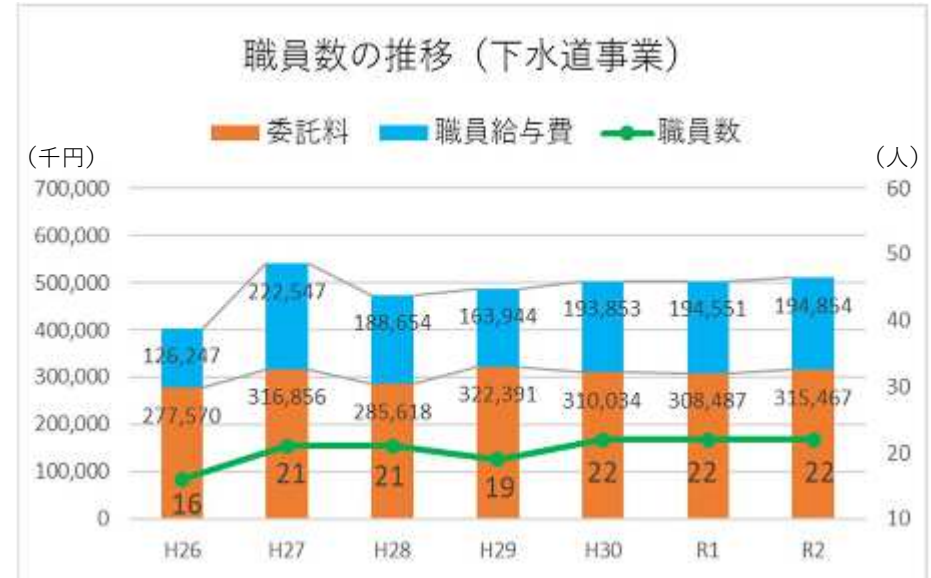
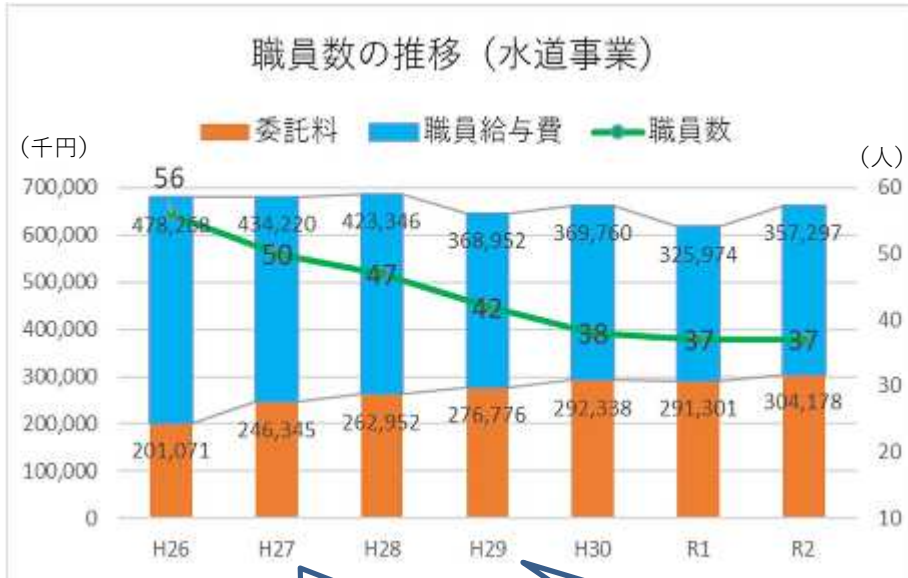


※経常収支比率・・・料金・使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

※料金回収率・・・給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標。

※経費回収率・・・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標。

参考資料5 職員数の推移



H27年7月 浄水場夜間運転監視業務の委託
年間効果額: 26,000千円

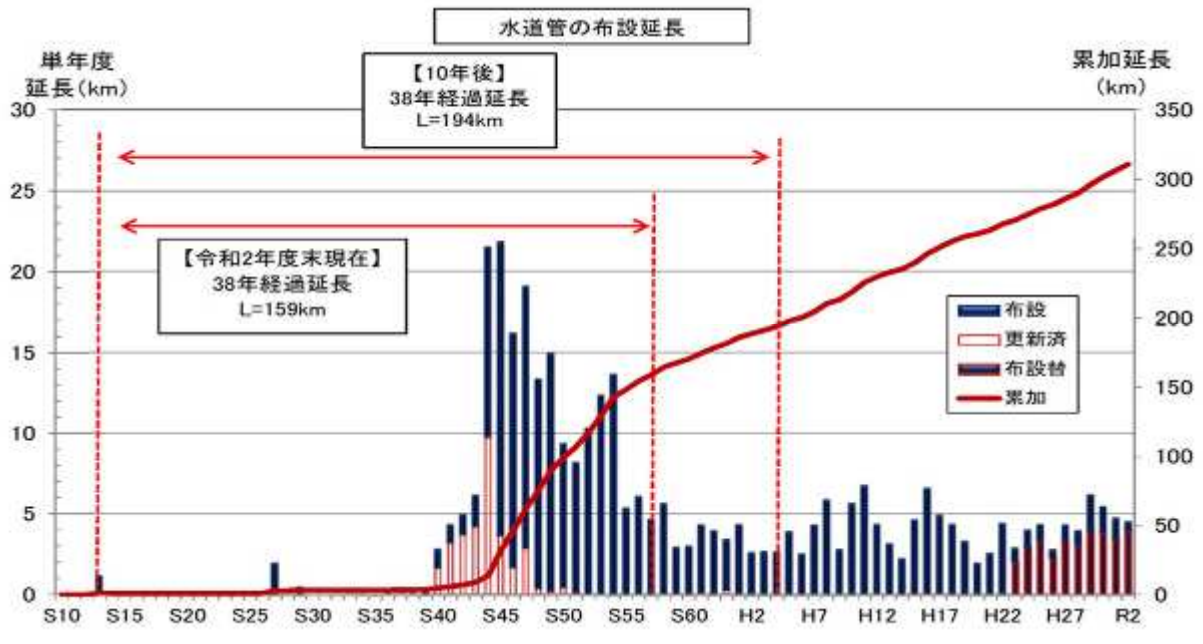
H29年4月 料金徴収等業務の委託
年間効果額: 21,000千円

水道	浄水費	配水費	給水費	業務費	総係費	合計
H26	23	7	1	13	12	56
H27	18	7	2	11	12	50
H28	16	7	2	10	12	47
H29	17	7	2	4	12	42
H30	17	6	2	4	9	38
R1	17	5	3	4	8	37
R2	18	6	2	3	8	37

下水	管渠費	処理場費	総係費	合計
H26	4	8	4	16
H27	5	9	7	21
H28	7	8	6	21
H29	7	6	6	19
H30	10	6	6	22
R1	10	6	6	22
R2	9	6	7	22

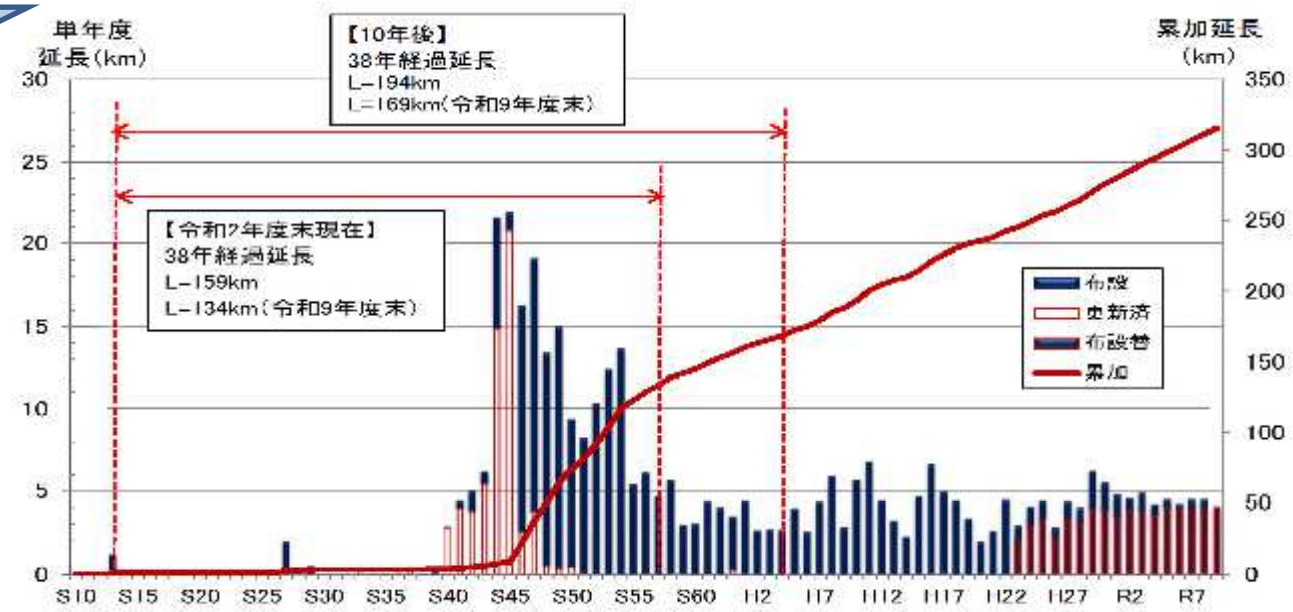
参考資料6 管路の更新状況(水道)

R2年度末



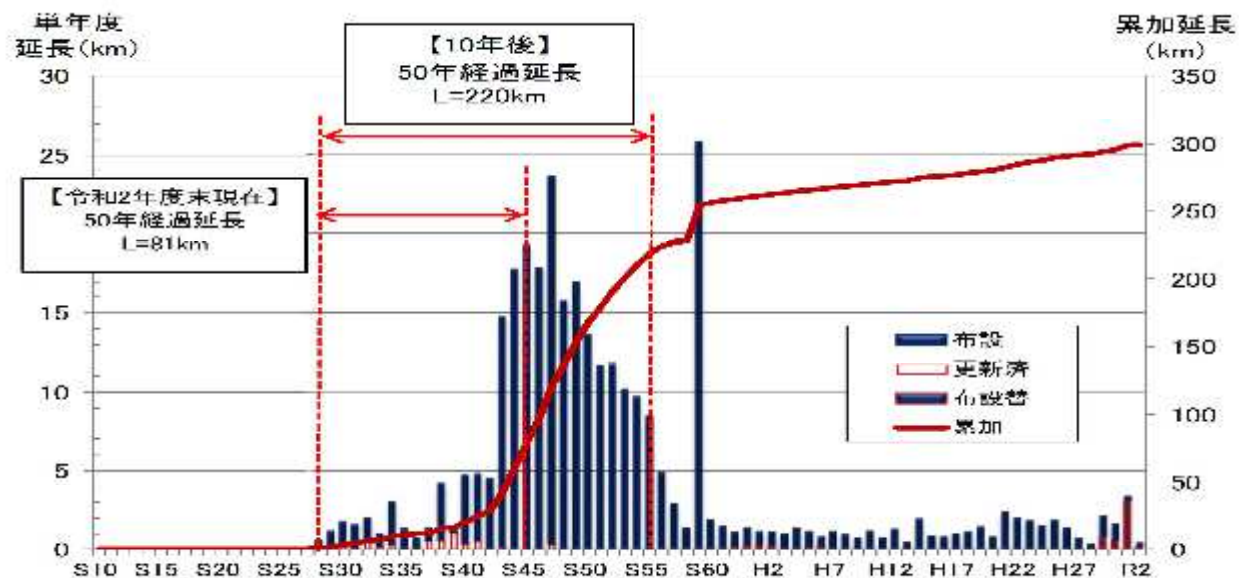
着実な更新
を実施

R9年度末



参考資料6 管渠の更新状況(下水)

R2年度末



着実な更新
を実施

R9年度末

